

個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この基本協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙は、この基本協定による業務に関して知ることができた個人情報を他人に漏らしてはならない。この基本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

乙は、この基本協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 適正管理

乙は、この基本協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示がある場合を除き、この基本協定による業務に関して知ることのできた個人情報を基本協定の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

6 複写又は複製の禁止

乙は、この基本協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

7 再委託の禁止

乙は、この基本協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

8 資料等の返還等

乙は、この基本協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 従事者への周知

乙は、この基本協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

10 保護措置の報告

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの基本協定による業務の執行に当たり個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。

11 実地検査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの基本協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

12 事故報告

乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。